

第五十一回国会 衆議院 地方行政委員会 議 録 第四十四号

昭和四十一年六月二十一日(火曜日)

午前十時十六分開議

出席委員

委員長 岡崎 英城君

理事 大石 八治君

理事 渡海元三郎君

理事 和爾俊二郎君

理事 華山 親義君

理事 龜山 孝一君

理事 島村 一郎君

理事 中馬 辰猪君

理事 湊 徹郎君

理事 村山 達雄君

理事 山崎 巖君

理事 久保田鶴松君

理事 島上善五郎君

理事 門司 亮君

出席政府委員

内閣法制局長官

内閣法制局参事

官(第三部長)

警視總監

(警察庁保安局長)

大蔵政務次官

厚生政務次官

厚生政務次官

(環境衛生局長)

運輸政務次官

運輸政務次官

(自動車局長)

自治政務次官

自治政務次官

(行政局長)

委員外の出席者

自治事務官

(財政局長)

運輸事務官

(鉄道監督局長)

自治事務官

(大臣官房参事)

官(財政局公営企

業課長)

専門員

越村安太郎君

委員周東英雄君及び登坂重次郎君辞任につき、その補欠として額綱彌三君及び湊徹郎君が議長

の指名で委員に選任された。

同日

委員額綱彌三君及び湊徹郎君辞任につき、その補欠として周東英雄君及び登坂重次郎君が議長

の指名で委員に選任された。

六月二十日

消火器を簡易消火用具として採用に関する請願

(中馬辰猪君紹介)(第五五一四号)

家庭用消火器具規制に関する請願(中馬辰猪君

紹介)(第五五一五号)

地方公営企業の確立に関する請願(大柴滋夫君

紹介)(第五五六八号)

同外六件(角屋堅次郎君紹介)(第五五九号)

同(山花秀雄君紹介)(第五五七〇号)

同(辻原弘市君紹介)(第五五九二号)

同外十四件(華山親義君紹介)(第五五九三号)

特別区の区長公選に関する請願(岡崎英城君紹

介)(第五七一七号)

地方公営企業法の一部を改正する法律案(内閣

提出)反対に関する請願(玉置一徳君紹介)(第五

七一八号)

同(永末英一君紹介)(第五七一九号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

地方公営企業法の一部を改正する法律案(内閣

提出第一〇七号)

地方公営企業法の一部を改正する法律案(安井

吉典君外九名提出、衆法第三八号)

地方公営企業法の一部を改正する法律案(安井

吉典君外九名提出、衆法第三九号)

公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案

(安井吉典君外九名提出、衆法第四〇号)

風俗営業等取締法の一部を改正する法律案起草

の件

○岡崎委員長 これより会議を開きます。

内閣提出にかかる地方公営企業法の一部を改正

する法律案、安井吉典君外九名提出にかかる地方

公営企業法の一部を改正する法律案、地方公営企

業財政再建促進特別措置法案及び公営企業金融公

庫法の一部を改正する法律案、以上四案を一括議

題とし、質疑を行ないます。

質疑の通告がありますので、順次これを許しま

す。門司亮君。

○門司委員 法案の内容については、かなり詳細

に各委員から聞かれておりますので、重複を避け

て、きょうは最初に法制局にお伺いをしておきた

いと思うのは、御承知のように、この法律は当然

特別法であるべき再建整備法と恒久法であるもの

とが鑑ぎ合わされている、したがって、法体系

の上からいって、きわめてまずいものではないか。再建整備のはうは、ある時限が来れば消

滅するのであります。したがって、恒久法である

べき公営企業法の中の一部が、ある時期が来れ

ば消滅する、あるいはこれが適用できないとい

う、こういう法体系がよろしいかどうかというこ

とであります。これについての法制局の見解をひ

とつ伺っておきたいと思ひます。

○高辻政府委員 お答え申し上げます。

立法上の表現形式に関する御質疑でありまし

て、私も法制局としてはありがたい御注意と拝

聴いたすわけでありまして。元来、御承知のよう

に内閣の法制局はなかなか立法形式のやかましいと

ころでございますが、今度この法案について御指

摘のようなことがあるのはどういふわけである

か。わろんこれについてはいろいろ考慮の末にき

めたことであるので、どうしてこういう措置

をとったかということをお説明申し上げたいと思

ひます。

大体、立法上の表現形式は、実はどのような方

式によるのが正しいかという絶対的な観点から決

定されるものではなくて、どのような方式による

のがこの法律の身をさがし出したり、あるいは

理解するのに便宜であるかという技術的な要請か

ら出てくるわけのものとございまして。そういう観

点から、今度の法案につきましてはいろいろ立

法形式を実は考えたわけでございまして、主とし

てこういう方式をとった理由は三つほどあげること

ができるわけでございまして。第一は、これもい

ままであるいは御議論が出ておるかもしれない

が、地方公営企業の財政の再建と企業運営の適切

化というものが密接な関係を持する。そもそも問

題の起ころが、地方公営企業の過去に累積された

赤字の処理、これはどうしてもしなければなら

ぬ。しかしそれだけではやはり将来の問題もある

し十分ではない。やはり地方公営企業制度そのも

きを期さなければいけない、こういうのが両々相まって、地方公営企業に対するあり方を規制していくの必要であるというところから、両者の立法上の動機における因縁をやはり形の上でも整えていくというのが一つでございます。それからもう一つは、一定の時点における赤字の処理という事になればなるほど仰せのようなことが起こりますが、やはり法律の四十九条あたりを見ればわかりますように、今後における赤字の財政処理の問題についてはやはり将来に残るものもございします。それが第二点でございます。第三点には、地方公営企業の財政に関する制度というものが一つの制度としてありますが、そういう制度の上に乗った一つの特例的な措置として同じ体系の法律の中にそれを置いておくほうがより以上理解に便利ではないかというような見地から、ただいま御審議を願っておるような形式をとったわけでございます。最初に申し上げましたように、立法上の表現形式は何か絶対的に正しいかといううなところからの観点よりも、やはり実際に法律というものは適用されるべきものでございしますので、何がそういう意味からいって便宜であるかというところも一つの重大な要素でございますので、その辺のほうにややウエートをかけたといえればそれまででございますが、その辺のことを相当考慮に入れて、こういう形式をとったわけでございます。

さしあたりそれだけ御答弁申し上げて、御説明といたしたいと思います。

○門司委員 法の体系自身から考えてまいりますと、公営企業法の今度の改正で将来の運営が完全にいけるとは私は考えられない。当然また赤字が出てきて、いつの時代かにはまた財政処置をしなればならないというようなことが出てくる、だから一つの法律にしておいたほうがよろしいのではないかというふうなおのする答弁のように感ずるのではありませんが、これは実に奇怪な答弁だと思ふのです。法律自体はできるだけ健全性を保つべきであって、将来赤字が出るであろうなん

というものを予測してこしらえるような法律なら、こしらえないほうがいいです。私は、やはり公企法の中には将来のことを十分おもんばかって赤字が出ないような処置をこの際はいきり織り込むべきである、そうしていき出ている赤字については別途の法律でこれを処置していくということまたそうしてもらわなければ何のために改正したのだから一向わからなくなってくる。こういう点を考えてみますと、どうもいまの答弁では、単に便宜だけで、また赤字が出ればこれが生きてくるんじゃないかというふうなことは、私もこの法律の審議は非常にむずかしいと思う。そういたしておきませんと、地方で安心して仕事をやるわけにはいかないのではないか。私は、あくまでも法の体系の中では、臨時法は臨時法で通すべきである、そして恒久法はやはり恒久法としてのたてまえを貫くべきである。長官の言われるように、実質的には、こういう法律ができてもあるいはまたあしたから赤字ができるかもしれない。しかしこれは長官とここで議論をしても始まらない話であって、他の政府委員との間の話になるかと思ひますが、どう考えてもいまの長官の答弁では、私、納得するわけにはまいりません。しかし私に与えられた時間はごくわずかな時間でございまして、これだけで長く議論をしてまいらねばなりませんので、一応私の意見として申し上げて、ひとつ政府には考えてもらいたいということでありま

す。この点については、社会党から提案されております特別法によつて処置しようということのほうは私は筋が通つておると思う。そうしてやはり恒久法は恒久法としてのたてまえをとるべきである。その次に法制局の長官にもう一つお聞きをしておきたいと思ひますことは、この法律の中で、い

い悪いは別にいたしまして、実は地方自治法の九十六条の地方の公共団体が議会において議決すべき事項というものがかなり大幅に制約を受けておりますが、これと憲法の九十四条との関係について、私は一応長官の意見を聞いておきたいと思ひます。御承知のように憲法九十四条は、地方の公共団体にその財産を管理するという権利を与えてお

ります。それから法律その他に抵触しない限りにおいては条例を制定することができるといふ権利を与えております。むろん行政を執行するの権能を有するものと書いてある。ところがこの法律を見てみますと、当然自治法によつて議会の議決を必要とするものが、公営企業であるからといってこれが除かれておる。一方、財産の問題を考へてまいりますと、これは公営企業が地方公共団体から独立しておるわけではない、明らかに地方公共団体の中にあるものであつて、地方公共団体の財産と見る以外にないのである。そういたしますと、この管理権というものは当然当該地方自治体の住民が持つてゐるほうが正しいと私は考へる。議会が持つてゐるわけではない。やはり住民が持つてゐるわけである。むろん理事者が持つてゐるわけでもない。そういたしますと、住民の意思決定機関である議会が、財産の取得あるいは売却

払いというふうなものについて無関心でよろしいかどうかということでありま

す。もし事務が非常に繁雑であつて困るというなら、これを条例にまかせることができるという、条例の範囲を広げて、そしてあくまでも法律のたてまえとしては議会の議決権を尊重していくということがたてまえではないかと私は考へる。この点についても法制局の御意見をひとつ伺つておきたいと思ひます。○高辻政府委員 御指摘のように憲法九十四条にはそういう規定があるわけでございますが、基本的に門司先生のおっしゃつたことを論駁しようといふつもりはございせんが、今度の法律案でも、地方公営企業の資産の取得、管理、処分等につきましては、結局においては予算で定めることになつておりまして、そういう手を通じまして地方公共団体の議会がそれに参与をする、決して地方公共団体がはづれておるということには相ならぬ仕組みになつておるわけでございますので、御心配のような憲法九十四条の規定に違反するといふ

抑圧していくというような法のつくり方について一体どうお考えになりますか。私は、こういう方法はよくない。さつき申し上げましたように、便法はあったはずである、条例によって幾らでも委任はできたはずである、道は開けておるはずである、その道をことさらに閉ざして、官僚の一方的な行政権を強くしていくということは、私にはとても考えられない。あえてここで憲法違反であるかどうかということについての論議をする時間を持ち合わせておりませんが、憲法の趣旨にはまっこうから反するものである。しかも今日の自治法制定の精神から考えても、法の精神にまっこうから反するものの考え方、いわゆる法の発想には非常に大きな誤りをおかしておりはしないか、こういうふうに考えるのでありますが、この点についてもう一度法制局から御答弁を願っておきます。

○高辻政府委員　お話のうちにもありましたように、地方団体についての憲法上の精神と申しますか、これは先ほども申し上げたと思うのでございますが、かなり注意をしているつもりでございます。ただ法制局といたしましては、いろいろ行政の實際に当たっております行政各省の政策というものを法律的な見地から見て、それが支持するに足るものかどうかという観点から私どもは審査をいたすわけでございますが、特にその審査の要点は、最も大事な点は憲法上の問題であることは言うまでもないわけで、地方公共団体に因しては、地方自治に関する憲法の条章が当然一番問題になるわけであります。私どもは、それについては、先ほども申し上げましたように、かなりの注

意を払っておるつもりでございます。今回の法律案につきましては、何がベターかということについてはむろんいろいろ議論があると思います。そうしてまた、先生の憲法に対する非常な御関心といえますが、憲法を守るための御熱意、これは当然といえば当然のことではありますが、それについて非常に熱意のあるお考えを承っておるわけでございますが、先ほども申しましたように、私、今回の法律案においてそういう憲法違反の条章がある

るとはゆめ思っておりませんが、今後も、いま仰せになったような観点からする注意は十分に怠らないようにいたしたいと考えております。

○門司委員 法制局長官におだてられて質問をやるというわけではございませんが、これ以上この問題を追及している時間があるまいので、かわって、最初にこれは自治省から御答弁が願えればけっこうだと思ひます。たしか五月の二十四日の当該委員会であつたと思いますが、地方公営企業に対するものの考え方について柴田局長から答弁がされておるように会議録で一応拝見をしたのでありますが、一向要領を得ておりませんので、あらためてもう一度聞いておきたいと思ひます。

私は、時間がございますので、私のはうから先に意見を率直に申し上げておきます。地方公営企業とわれわれが考え、またそういう制度のありますことは、一つの地域社会における住民の日常生活にどうしても必要なものについて、そのものを施行していくにあたって、いわゆる一つの独占企業といひますか、独占企業の営利にこれをまかせるわけにはいかない。したがって、共通の利益を守り、共通の生存権を保持することのために、特に水道等のごときにおいてはこれを公営にするというのが私は公営企業の原理だと考えておる。この点について、一体自治省はどうお考えになるか、あらためてひとつ御答弁を願ひたいと思ひます。

○柴田(護)政府委員 おことばのように、住民の日常生活に直結をしている、一般の民営の企業に對しまして公共性が非常に強い、こういう事例で公営企業といふものの存立の意義があるというようには考えておるわけでございます。ただ広く公営企業といふ場合には、そのみに限りませず、もう少し広い概念で把握できるかと思ひますけれども、法律で規制しようとしたしております公営企業は、ただいま申し上げましたような観点からこれをとらえておるつもりでございます。

○門司委員 そうだといひますと、この事業の

遂行にあたり、いわゆる資金の面に直接関係が出てくるわけでありまして、住民の欠くべからざるものであつて、これを営利にまかせるわけにはいかなないという原則の上に立つてものを考えてまいりますと、その企業は、あくまで住民の負担能力やあるいはその時限における経済状態等が勘案されて料金等が定められることが一つの原則でなければならぬ。同時に、そのこと自体は、住民に欠くべからざるものである限りにおいては、できるだけこれを安くしなければならぬということもまた法律の中に書いてある。低廉にこれを支給するということがはつきり書いてある。それらのものを総合したしてまいりますと、現行の公営企業法の中で一体原資がどうなつておるかというところは、自治省のほうがよく御存じだと考へる。日本の国鉄その他から考へてまいりまして、すべてが、原資が非常に低いのであつて、全部を借り入れ金で行なつておるところに非常に大きな無理がある。私はここにメスを入れない限りは、公営企業は、どんなに公営企業はかゝるべきだという理屈をこねてみたところで、説教してみたところで、直らない。この原資について一体どう考へていくなつてゐるのか。地方の自治体は、おそらくこれを自分の持つておる財産でまかなうわけにはまいりませんから、ほとんど全部借り入れ金でやつておる。借り入れ金でやろうとすれば、そこには結局利息を払わなければならない、しかもその利息は非常に高い。ことにはつきり申し上げていけば、最近私どもは、水道その他においても同じことであるが、市という一つの区域だけを問題にして論ずるわけにはわれわれとしていかなんじやないか。かりに横浜なら横浜という、私のいる横浜市だけを限つて議論するわけにはいかなないではないか。やはりもう少し広くなつて、横浜地区というような関係で、周囲までこれをずっと押し広げていく。従来は市街地だけを見ればよかったものが、郊外へ郊外へと伸びておる。こういうように非常に伸びておる時代における当然の帰結として、資金を必要とすることは論

を待たないことであつて、その資金が高利であつて、しかも短期であるということが公営企業の精神に沿うかどうかという事です。私は公営企業自体の本質論から考へていくならば、当然政府が国民の生活を保障するという意味において、この原資だけは、そこから利潤の上がるまでくらの間は利息を取らない、そうして原資を供給するといふたてまえをとるべきではないか。こうしなれば、いつまでたつても、こんな法律をどんなにこしらえたところで、公営企業は、また何年かたてば、現状の社会情勢から見れば赤字になるにきまつてゐる。その辺に対する考へ方をもう一度聞かせておいていただきたいと思ひます。

○柴田(護)政府委員 お話の点は、基本的にはおっしゃるとおりだと考へております。私どももいたしましては低利、長期資金の確保という立場から、先生御承知のとおり、過去何年かそういう方向でやつてまいりました。ただ日本におきまする資金市場と申しますか、資本市場と申しますか、そういったような面の制約もございまして、今日思ふように理想状態にはいつておりません。基本的にもっと深く考へてまいりますれば、自己資本といふものをどう考へるかという問題に帰着するのだらうと思ひます。これは調査会におきまして、自己資本といふものの不足が公営企業といふものを非常に危殆におとしいれてゐるのではなからうかというようなことで、いろいろ御議論がございました。したがつて、それをどう考へるかということの結論を、調査会におきましても得られなかつたわけでございますけれども、調査会の答申では、御承知のように、当座資金繰りを潤沢にする程度の出資といふものは考へろというようなお話もございました。この法律案の運用にあたりましては、少なくともその程度のことは考慮に入れたい、かように考へておるわけでございます。しかし外国の例などを見ましても、自己資本を相当程度持つて公営企業を運営している例はあまりございません。むしろ低利の長期資金といふものを中心に運営している

例が多いようでございます。それをそのまま日本に持つてくるのがいいか悪いという問題はございませうけれども、当座自己資本の充実といふものがある程度考慮しながら、一方低利、長期の資金の確保ということにとつとめてまいりたい、かように考へておる次第でございます。

○門司委員 せっかくの答弁ですけれども、私はあと二、三分しか時間がございませうから、長くお話をしているわけにはまいりません。外国の例をお引きになつておられますけれども、外国は古くからの水道の歴史を持つておりまして、ある程度完備されておりますし、したがつて従来から背負つておつた負債等については大体償還が非常にスムーズにいっておると私は思ふ。ロサンゼルスが新しく水道計画をいまだ立てておるようでありまして、三百三十マイル以上離れておるコロラド川からいま水をとつておりますが、これをコロムビア川に変えようとしておる。こうなつてまいりますと、八百マイルから九百マイルもある、そういう大計画をいまだ立てようとしておるようなことを私も聞いております。これらの問題がやれるというところは、結局は長い歴史を持つて、そうして旧来の借款といふものが低利であり長期であつた関係からこれを大体償還されておるということがある。日本の場合は、急速に伸びておる今日の事態に對処することでありまして、したがつて、外国の例とは非常に違ふということでありまして、急速に伸びて、ここ二、三年の間にばかりはしくこういう問題が起こつてきて伸びておるのであります。それに對処するためには、私は従来のあり方、ことに資本主義的のものの考へ方でおつたのでは、この問題の解決はつかないと思ふ。したがつて、五年計画あるいは十年計画で、十年後に初めて完成されるならば、それまでは政府はほんとうの利息をとらない、原資だけは供給してやるが利息は取らないという、いわゆる住民の負担がその企業に對して過重にならない時期の来るまではこのめんどろを見てやるというくらい親心がなければ、公営企業法をどんなにこしら

えたと、また赤字をこしらえるにきまつているのだから、そして赤字を少しばかり利子の補給をしてやって、それで何とかまかそうなんといつたって、今日の日本の都市行政の中から非常にむずかしい問題を残している。しかし、これらの問題をここで議論をしている時間がございせんからそれくらいにしておきまして、運輸省からおいでになっておきたいと思ひますので、運輸省に一言だけ聞いておきたいと思ひます。

今日の都市交通の赤字の最大の原因がどこにあるかという事は、私は運輸省も十分御承知のことと存じます。そこで一つだけ聞いておきたいと思ひますことは、よく交通行政の一元化ということばが最近しばしば使われておりますが、一体運輸省としてはこの一元化のためにどういう処置をとられようとおるのか、その点をひとつこの機会にはつきりお聞かせを願つておきたいと思ひます。

○**蜂須賀説明員** いまの御質問でございますが、大都市の交通の一元化の問題と思ひますけれども、都市交通におきましますところの一元化につきましては、有機的な輸送網を形成いたしましたして、国民に最も利便な交通サービスを提供するためには、一元化が望ましいと考へております。実は一元化に至る段階とかあるいは時期とか方法というもののつきまして、特に一元化が完成するまでの間の輸送力の確保というような点につきましては、いろいろと慎重に検討しなければならぬ問題が多いと思ひますので、現在都市交通審議会に諮問いたしております。都市交通審議会の答申を得次第、運輸省におきましてそれに対処する考へてございします。

○**門司委員** これ以上時間がございせんが、きわめて不満足な答弁で、私はそんなことを聞いていないのじゃないのです。これから審議会にかけてと言われれば、それで逃げられることにならうかと思ひますが、問題はもう少し具体的に、いまだという計画を運輸省として持つてゐるかどうかということです。審議会にかけてゐるから運輸省は何も知

らないのだということでは、運輸省としては能がな過ぎるのではないか。その具体策があるならば具体策を示してもらいたいということです。

○**蜂須賀説明員** 一元化につきまして、都市交通審議会のほうでも、この問題につきまして非常に時期的に見てむずかしいところがございします。現在都市におきまします交通機関は、それぞれ歴史的にでき上がったのでございまして、これに対応しまして、一元化できないまでも、一元化に指向するような同じ効果をあげたいということ、たとえば地下鉄と郊外私鉄との直通運転とかあるいは共通切符の発行とか、そういうような問題につきまして現在進めております。

○**門司委員** 時間がございせんから、これ以上聞いても——私はそういう答弁をお聞きしようと思つて実は来ていただいたわけじゃございせんので、私はもう少し運輸省に期待を持つておつたわけでありまして、しかしいまの答弁だけでは何が何だかわからない。作文を書いて読むようなものであつて、それが実際にできるかは考えられせん。これ以上お話し申し上げせん。

最後に私はもう一つだけ聞いておきたいと思ひますことは、いろいろ問題はあろうかと思ひますが、水道あるいは交通というような市民生活に欠くことのできない問題に対する一元化の方策が、政府はどこでどういう形でとられておるか。いまお聞きをいたしますと、運輸省では何か審議会におかけになつてゐるという。水道のほうについても、自治省は公営企業の調査会にかけてゐるという。あるいは厚生省もどこにお尋ねになつてゐるかもしれない。所轄がみなばらばらになつておつて、ばらばらなものが出てきてこしらえれば、満足な家は建たないことはわかり切つてゐる。これは所管の大臣として自治大臣にひとつ聞いておきたいと思ひますが、われわれが考へてまゐりますと、これをぜひ一カ所にまとめて、そして水道はかくあるべきだ、交通はかくあるべきだということ十分にそしやくのできるような組織を持つていただきたいと思うのだが、その関係に

ついて自治大臣からひとつ所感がありましたら承りたいと思ひます。

○**永山國務大臣** 御説のように交通の一元化の問題はきわめて重要なものでございしますので、現段階におきましては関係閣僚及び関係各省におきまして、これが一元化に對しまして懇談を續けておるのでございしますが、将来は一元的運営をやることのできるような方途について、御説のようになくあいに検討を十分いたしたいと考へるのでございします。

○**岡崎委員長** 華山親義君。

○**華山委員** このたびの政府の公営企業法案につきましては、発想がわれわれとは違つております。きわめて不満なものでございしますし、これを統一し、今日政府のやつております財政政策等によりまして、はたして再建をしかつ発達をするかということにつきましては相當の疑問を持つております。今日はその根本の問題をお聞きする時間とございせんので、できるだけ具体的問題にしばつてお尋ねをいたしたいと存じます。

政府の案では、地方公共団体の長及び議会の地方公営企業の管理者に対する指揮監督の権限を、現行法に比しまして縮小いたしております。たとえば第七條の改正規定は、管理者に対する長の指揮監督権を削除しておりますし、また第十三條の二の改正規定は、管理者の他の管理者に対する事務委任について、長の同意を削除いたしております。このようなことは、地方公営企業に住民の意思を反映するという地方自治の本旨からいつても、また長の行政運営の総合調整との関係から見ても問題があると思ひますが、自治大臣の御所見を承つておきたいと思ひます。

○**永山國務大臣** 地方公営企業を機動的に、能率的に運営するためには、企業の日常の業務執行はできるだけ管理者にゆだねることが望ましいのでございします。調査会の答申の趣旨に基づきまして、長の指揮監督権についても、公共の福祉に重大なる影響がある場合及び他の執行機関との調整をはかるため必要がある場合のみ必要な指示を

することができるといふとおると同時に、他の管理者に対する料金徴収事務のような事務の委任についても、長の同意は要しないこととする等の改正を行なつておるのでございします。しかし、地方公営企業の運営の基本的事項については、住民の意思が反映されることが必要でありまして、経営の基本方針、予算、決算、料金、重要な財産の取得処分等につきましては、長を通じて議会の議決を要することとしたしておるのでございします。長の行政運営の総合調整権につきましては、長に留保されている権限によつて十分その機能を確保することができると考へておりますけれども、お説のような点につきましては十分考慮を要する問題と考へますので、その運営の結果を見まして、さらに十分検討を續けていきたいと考へるのでございします。

○**華山委員** この問題は地方自治の本旨に関する問題でございしますから、今後とも十分に留意をして運営を見ていただきたいと思います。

次に政府の案は、地方公共団体の一般会計または特別会計と地方公営企業会計との間の経費の負担区分を明確にすることをたてまゐつたとしておりますが、これにつきましては次のような問題があります。政府の明確な考へ方を示していただきたいと存じます。

一つには、国と地方公共団体または地方公営企業との間の負担区分について明示する必要があると考へるがどうなのか。国と地方との関係につきまして、その点を明確にしたいと存じます。

二つには、いわゆる生活用水等の供給、給水の立地条件の差に基づきます料金の格差を是正するため、国または地方団体の一般会計からの補助についても考慮する必要があるとわれわれは常々申し上げておるのでございしますが、これにつきましての考へ方はいかがでございしますか。

三には、政府案の第十七條の三に規定する「その他の事情」とは具体的に何をさしているのか。たとえば施設の建設または改良を行なう場合な

ど、地方の自主的な政策決定を行なう場合をさすものと理解しているのかどうか、この点につきまして明確な答えをいただきたいと存じます。

○永山国務大臣 地方公営企業を含めた意味での地方公共団体と国との間の負担区分につきましては、一般的な原則は地方財政法に明示されているところでありまして、それらの規定の趣旨に沿った運営がなされるよう努力してまいりたいと存じております。また各事業についての具体的な国の補助、負担金につきましては、その性格上各事業法に基づいて定められることが望ましいと考えておりますので、必要なものにつきましては、お説の趣旨に沿ってさらに明確にするように検討を進めていきたいと存じますのでございます。

また、立地条件その他の事由によりまして料金水準が著しく高額となる水道事業に対する財政措置については、おことばのように鋭意検討を続けていきたいと存じておるのであります。

次に第十七条の三の「その他特別の理由により必要がある場合」ということにつきましては、たとえば大都市における斜陽化した路面電車について、他の代替交通機関が整備されるまでの間、合理的経営を行なつてもなお生ずる赤字に対しまして補助する場合のような特別の必要がある場合等をいうのでございますが、具体的にいかなる場合がこれに該当いたしますかは、地方公共団体の自主的判断にまかされておるのでございます。

なお、施設の建設または改良を行なうため必要な場合は、一般的にはむしろ第十八条の規定に基づく出資によることが適当であると考えておるのでございます。

○華山委員 最近地方と国との関係におきまして、当然国が持つべきものを地方に転嫁する傾向が強まっておりますので、この点につきましては今後とも十分に各省と連絡をとられまして、そういうことのないように自治省においても御注意願いたいと存じます。

次に伺いますが、路線免許の許認可についてであります。

調査会の答申によりまして、都市交通について地方団体の長は当地域の包括的行政責任を持つべきものであります以上、相当規模の都市については、公営、民営を問わず、地域内の路線免許等については当該関係地方団体の長の意見を尊重するように措置を講ずる必要があると述べておりますが、これに対する政府の講じ、または講じようとする措置について、まず運輸政務次官に伺いたい。

○福井政府委員 バス事業におきましては、従来東京都特別区、また大阪市等七都市について長の意見を徴する制度となつております。適正妥当な意見につきましては十分尊重することにいたしております。意見を聞くべき都市の範囲を拡大すること及び他の事業において同様の制度を設けることにつきましては、自治大臣と協議の上、慎重に検討して措置することといたしたいと思つております。

○華山委員 ただいま運輸次官の御答弁がございましたが、自治大臣といたしましてこの方向に十分の努力をしていただきたいと存じます。所見を伺つておきたいと思ひます。

○永山国務大臣 お説のとおり十分地方の意見を反映してやるように、運輸大臣とよく協調して進んでいきたいと考える次第でございます。

○華山委員 次に、国の財政援助を強化するのでなければ、一般国民の生活必需の水あるいは交通等が充実されない実態でございます。この意味におきまして、今後都市過密化の問題等もございまして、政府の援助を特に強化していただかなければいけないと存じますのでございますが、その点について、水道と地下鉄に対する国庫補助につきまして伺いたいと思ひます。

水道は、国民の日常生活にとって必需的な性格を持つものであります。したがって、いわゆる生活用水について料金を低くする必要がある、また水道の立地条件の差その他によって起る負担格差についてもこれを是正する必要がある、このような観点からいたしますれば、右のような事態を解決するために、工業用水道事業と同じように、水道事業に対しても国から財政援助をする必要があると考えますが、いかがでございますか。

また、地下鉄はいま大都市の住民の足となつておりますし、この発達がなければ都市交通は解決できません。このような見地から、その料金は利用者の負担に耐え得る程度の額にとどめる必要があるとともに、企業の資本費の負担を軽減する意味からも、その地下構造物及び高架部分については少なくとも国道並みの国庫補助を行なうべきであると考えておりますが、いかがでございますか。

第三に、企業における資本費は毎年増大いたしております。そこで資本費の軽減をはかる意味から、少なくとも住民に直結する水道、交通等については利子を軽減するとか償還期限を延長するとか企業債の借りかえを認めるとかいたしまして、その資本費負担を大幅に軽減する必要があると存じます。またこのような見地から、企業債に対する資本費の増大をはかるとともに、政府資金の割り当てを増加し、また公営企業金融公庫に対する政府出資を増加し、利子の軽減をはかるべきだと存じますが、この点につきましていかがでございますか。

また、国が公共料金抑制策によりまして地方公営企業に協力を求めたような場合には、また求めようとする場合には、当然これはその収入減に對しまして国が財政上適切な措置を講ずる必要があるものと考えますが、この点はいかがでございますか。

いろいろな項目にわたりますが、まず自治大臣から御答弁を願ひたい。

○永山国務大臣 立地条件に恵まれていない等のために料金水準が著しく高くなるようなところの水道事業につきましては、お説の線に従ひまして、住民の負担能力を勘案して必要なる財政措置を講ずるよう努力をいたしたいと存じております。

また大都市における高速鉄道につきましては、地下または高架の構築物の建設費に対する財政的援助が必要と考えられますので、早急にこれに対する対策を検討したいと存じております。

水道、交通等きわめて公共性の高い公営企業につきましてはその利子負担を軽減し、資金繰りを緩和するために、今後ともできる限り利率、償還年限等の貸し付け条件の改善をはかることに努力をいたし、また借りかえ等の措置を講ずるよう努力をしてまいりたいと存じております。

また企業債につきましては、その必要額の確保、貸し付け条件の改善につきまして従来から努力を重ねてきておるところではございますが、今後はさらに資金量の増大あるいは公営企業金融公庫の貸し付け条件の改善、企業債に対する政府資金の充当割合の増加等について、お説のように今後一そうの努力を払っていく所存でございます。

国が政策的な必要から地方公営企業の料金を抑制するよう協力を求めるような場合、また求めた場合、その結果地方公営企業の収入に減少を来たすような場合には、御指摘のようにその収入減に對しまして財政上適切な措置を講ずべきであると考えて、今後努力をいたしたいと考えております。

○華山委員 ただいま自治大臣は、私のお尋ねしたことににつきまして今後一そうの努力をいたしたいと言つておられますが、これにつきましては関係各省のこれと歩調を合わせられるものでなければなりません。それににつきまして、水道につきまして厚生政務次官は自治大臣の言われた趣旨を尊重しておやりになるお考えかどうか、伺つておきたい。

○佐々木(義)政府委員 ただいま自治大臣から御答弁のありましたとおりでございます。厚生省といたしましては、その趣旨に沿ひましてできるだけ努力を申し上げたいと思ひます。

○華山委員 地下鉄その他の交通機関につきまして、運輸省政務次官の御覚悟をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○福井政府委員 自治大臣の答弁されましたとおり、運輸省といたしましてもできるだけの協力をする態勢を整えたいと考えます。

○華山委員 地方公営企業の最も根本的な問題は財政の問題でございます。すべての資本を借金でやっていくというふうなことは、これは地方公営企業の最大の欠陥だと私は存じます。この点につきましても、しかしこういうやり方である以上、どうしても大蔵省は一般民衆の生活のために、この欠陥を是正するために最大の努力をいたしていただかなければならない、こういうふうに考えます。自治大臣はきわめて熱意を持ってこの問題に取り組まれるようでございますが、財政当局といたしまして大蔵省政務次官の所見を伺っておきたいと存じます。

○藤井勝政府委員 地方財政健全化に占める公営企業の財政の問題は、御説のとおりきわめて重大な問題と心得ます。所管大臣からそれぞれ御答弁がございました趣旨を十分検討いたしまして、極力御趣旨に沿うように善処したい、このように考えます。

○華山委員 次に自治大臣にお伺いいたしますが、財政再建計画の承認をいたします場合に最も問題を含む問題は、労働基本権との関係でございます。自治大臣は財政再建計画の承認を行なうにあたりまして、またこれを指導するにあたりまして、企業職員の持つところの団体交渉権及び団体協約締結権をあくまでも保障して行なわれる気はあると思ふのでありますが、これに対する自治大臣の御所見を承っておきたいと思ひます。

○永山国務大臣 企業職員に認められておりまする団体交渉権及び労働協約締結権は、再建団体なるがゆえに制約されるものではございません。しかし企業の再建は管理者のみの努力で実現できるものではないのでございますので、労働組合の大局的見地に立つての理解と協力を特に要請をいたしたいと考えておるのでございます。自治省といたしましてはこの見地に立つて、行き過ぎのないように十分留意をして善処をしていきたいと考えておる次第でございます。

○華山委員 次に伺いますが、料金の問題でございますけれども、政府は料金決定の基準として適正な原価をあげております。しかしこのほかに、その時の経済の事情その他諸般のことからいたしまして、住民の負担能力とか、その際の経済の事情とか、そういうものをあわせて考慮する必要がある場合には、生ずると思ふのでございますが、この点につきまして今後の自治省の方針について大臣から所見を伺っておきたいと思ひます。

○永山国務大臣 地方公営企業の料金決定の基準といたしましては、能率的な経営のもとにおける適正なる原価を基礎とすべきものでございます。もちろん政府といたしましても地方公営企業の公共性にかんがみまして、従来からコスト引き下げのために企業債の利率の引き下げ、償還年限の延長等の措置をとってきたところでございますが、なおこの線に沿って努力いたしまして、適正な料金になるよう配慮を十分いたしたいと考えています。

なお、地下鉄事業、あるいは建設コストの多額にのぼる水道事業等、原価主義によつて料金を決定することが住民の負担能力から見ても困難と思われるものがございまして、これらにつきましては、お説のように別途の財源措置によりましてコストの切り下げをはかるよう今後とも一そう努力を続けて、御意思に沿うようにいたしたいと考えておる次第でございます。

○華山委員 次に、自治大臣に一点伺いますが、政府案の第五十一条は、地方財政再建促進特別措置法第二十一条を準用いたしております。これは自治大臣が、再建企業の財政運営が財政再建計画に適合しない場合にはその執行の停止を求める権限を留保いたしておるものでございます。もし再建企業がこれに反しないような場合には、財政再建債の利子補給を停止することができるといふ強力な権限を持っております。このようなことは、地方団体の自主性から見て問題があると思ふのでございますが、どういふふうにお考えになりますか。特に私の心配いたしますことは、執行停止を求める権限の中には、労働協約の効力停止を求めることもあり得るのでございまして、このようなことがございましてという労働協約を無意味にし、かつ当事者能力を喪失させるものでございします。このようなことにつきましての所見を伺っておきたいと存じます。

○永山国務大臣 財政再建団体が財政の運営において万一財政再建計画に違反するような事態が生じた場合には、自治大臣は、予算のうちの過大と認められる部分の執行停止等必要な措置を講ずることを求めることができ、また、この求めに応じない場合には再建債の利子補給を停止することができるとされておるのでありますが、再建計画を誠実に実行することを条件として国の財政援助措置を受けている以上、この条件がくずれた場合には、政府としてはこの程度の要求ができることとするのはやむを得ないことであると考えられるのでございます。

また労働協約につきましては、かりに財政再建計画に抵触するようなものがありましても、それによつて当該労働協約の効果が失なわれるものではないのでございします。しかし、企業の再建は管理者、労働組合一体となつて努力をしなければならぬものでありますので、労働協約の締結もその線に沿って行なわれることを期待しておるものでございします。普通会計の再建の場合でもこの規定の発動を見たことはいないのでありますが、その運営につきましては御趣旨の点を十分体しまして、遺憾なきように自重してまいりたいと考えておる次第でございます。

○華山委員 私の質問はこれで終わります。最小限度の質問をいたしたのでございしますけれども、私は、この法律によつて、はたして再建が軌道に乗り、かつ大衆のために発達するかどうか非常に疑問に思ひますが、少なくともいま私がお尋ねをいたしました御回答になつた点は、単なる回答ではなく、ぜひ政府におきまして全力をあげて実行し、また尊重していただきたいと存じます。

す。

これで終わります。

○岡崎委員長 内閣提出にかかる地方公営企業法の一部を改正する法律案に対する質疑は、ほかにありませんか。

〔なしと呼ぶ者あり〕

○岡崎委員長 なければ、本案についての質疑はこれにて終了いたしました。

○岡崎委員長 この際、委員長の手元に、内閣提出にかかる地方公営企業法の一部を改正する法律案に対し、渡海元三郎君、細谷治嘉君及び門司亮君から、三派共同提出にかかる修正案が提出されております。

地方公営企業法の一部を改正する法律案に対する修正案
地方公営企業法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

目次の改正規定中「第五十二条」を「第五十一条」に改める。

第二十一条の改正に関する部分の次に次のように加える。

第二十二條の次に次の一條を加える。

（企業債についての配慮）

第二十二條の二 国は、地方公営企業の健全な運営を確保するため必要があるとき、法令の範囲内において、資金事情が許す限り、特別の配慮をするものとする。

第三十八條の改正に関する部分中「同条第二項中「生計費並びに」の下に「同一又は類似の職種の」を加え、「その他の事情」を「を考慮し、かつ、当該地方公営企業の経営の状況」に改め、」を「同条第二項中「生計費並びに」及び「地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情」を「生計費、同一又は類似の職種の国及び地方公

共同体の職員並びに民間事業の従事者の給与、当該地方公営企業の経営の状況その他の事情に改め、**「反映」を考慮に改める。**

第四十三条の改正規定のうち、同条第一項中「昭和四十年」を「昭和四十一年」に、「昭和三十九年度」を「昭和四十年」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「五年度」を「七年度」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

第四十四条の改正規定のうち、同条第一項及び第五項中「昭和三十九年度」を「昭和四十年」に改める。

第四十五条の改正規定中「昭和四十年」を「昭和四十一年」に、「昭和三十九年度」を「昭和四十年」に、「第四項」を「第三項」に改める。

第四十六条の改正規定中「五年度」を「七年度」に改める。

第四十七条の改正規定中「六分五厘」を「三分五厘」に、「年一分五厘の定率を乗じて得た額を限度」として「政令で定める基準により、年四分五厘の定率を乗じて得た額を限度として」に改める。

第四十九条の改正規定のうち、同条第一項中「昭和四十年」を「昭和四十一年」に改め、同条第二項中「第三項」を「第二項」に改める。

本則に一章を加える改正に関する部分中第五十条を削り、第五十一条を第五十条とし、第五十二条を第五十一条とする。

附則中第五項を第六項とし、第四項の次に一項を加える改正に関する部分中「第五十一条」を「第五十条」に改める。

附則第一条第一号中「法第五条の次に一条を加える改正規定」の下に「法第二十二條の次に一条を加える改正規定」を加え、同条第二号中「次号及び第四号」を「前号及び次号」に、「昭和四十一年十月一日」を「昭和四十一年一月一日」に改め、同条第三号を削り、同条第四号を同条第三号とする。

附則第二条第一項中「第三号」を「第二号」に改め、同条第三項及び第四項中「昭和四十一年十月

一日」を「昭和四十一年一月一日」に、「昭和四十一年」を「同年」に改め、同条第五項を削る。
附則第三条第二項及び第三項中「第四号」を「第三号」に改める。

附則第六条及び第七条中「昭和四十一年十月一日」を「昭和四十一年一月一日」に改める。

附則第十条中「九月三十日」を「十二月三十一日」に改める。

附則第十六条中「第四号」を「第三号」に改める。

本修正の結果必要とする経費

本修正の結果必要とする経費は、平年度約二十億円の見込みである。

岡崎委員長 提出者から趣旨の説明を聴取いたします。渡海元三郎君。

渡海委員 たいい議題となりました自民、社会及び民社の三党共同提案にかかる内閣提出の地方公営企業法の一部を改正する法律案に対する修正案について、三党を代表して、その提案の理由及び内容の概要を申し上げます。

御承知のとおり、内閣提出の改正案は、地方公営企業の健全なる発展をはかるため、地方公営企業制度に必要の改正を加えるとともに、過去に生じた赤字を計画的に解消するための財政再建措置を講じようとするものでありますが、この際、財政再建債に対する国の利子補給の拡大、償還年限の延長等、地方公営企業に対する国の財政援助措置を強化するとともに、職員の給与並びに赤字企業に対する自治大臣の財政再建勧告権及び企業債の制限に関する規定等に必要の修正を行なうとするものであります。

次に、修正案のおもな内容について御説明いたします。

その一は、地方公営企業に対する国の財政援助措置を強化しようとするものであります。

範囲内において資金事情の許す限り、企業債の償還、借入かえ等につき特別の配慮をすることといたしました。また、財政再建債の対象となる赤字は、政府案におきまして昭和三十九年度末の赤字としておりましたが、これを昭和四十年年度末の赤字とし、当該財政再建債に対する国の利子補給につきましても、政府案では年六分五厘をこえるものについて年一分五厘を限度とするとしておりましたが、これを年三分五厘をこえるものについて政令で定める基準により年四分五厘を限度として利子補給するとともに、財政再建期間及び財政再建債の償還年限につきましても、政府案のおおむね五年度をおおむね七年度に延長することといたしました。

その二は、給与等に関する規定の修正であります。

すなわち、給与の改正に関する政府案は、企業職員の給与は、職員の発揮した能力が十分に反映され、かつ給与の決定にあたっては、生計費並びに同一または類似の職種の国及び地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与に加えて当該地方公営企業の経営の状況を考慮して定めなければならないとしておりましたが、給与の決定にあたってはこれら以外の諸要素をも総合的に考慮する必要があると認められますので、当該地方公営企業の経営の状況のみならず、その他の事情も考慮しなければならぬものとするともに「能力が十分に反映されなければならない」という字句を「能力が十分に考慮されなければならない」と修正いたしました。

また、赤字企業の財政再建策は、これを長期的に見る必要があり、法律で一律に強制することは好ましくないとの見地から、自治大臣が赤字企業を経営する地方公共団体に対し財政の再建を行なうよう勧告することができ旨の規定及び財政の再建を行なわない赤字企業に対する企業債の制限に関する規定を削除いたしました。

その他、適当な準備期間を置く趣旨から、地方公営企業の組織、財務等に関する規定の施行期日

を政府案の昭和四十一年十月一日を昭和四十二年一月一日とすることといたしました。

以上が、この修正案の提案の理由及びその内容の概要であります。何とぞ全会一致賛同あらんことをお願い申し上げます。

岡崎委員長 以上で修正案の趣旨説明は終わりました。

この際、本修正案について、国会法第五十七条の三の規定により内閣の意見を聴取いたします。

永山自治大臣。

永山国務大臣 政府といたしましては、この修正はやむを得ないものと考えております。

岡崎委員長 これより内閣提出にかかる地方公営企業法の一部を改正する法律案及び同法律案に対する修正案を一括して討論に付します。

討論の申し出がありますので、順次これを許します。大石八治君。

大石（八）委員 私は自由民主党を代表して、地方公営企業法の一部を改正する法律案に対する三党共同提案の修正案及び修正部分を除く政府原案について賛成の討論を行なわんとするものであります。

御承知のように、近年、地方公営企業は生活水準の向上や地域開発の進展に伴い急速な拡大発展を続けておりますが、一方その経営の状況は悪化の一途をたどり、昭和四十年年度における累積赤字は年間料金収入の二六％に当たる九百五十億円の巨額に達するに至っております。地方公営企業の経営がこのように悪化した原因としては、人口集中に伴う急速な施設拡充の要請による借入れ金の増大、料金改定の遅延、人件費の急増、経営合理化の不徹底等があげられますが、基本的には企業管理体制、給与制度、一般会計等との負担区分の不明確、料金の決定方法等総合的な都市政策の欠除にも問題があると考えられるのであります。したがって、今後地方公営企業が健全な発展を続けていくためにはその合理的な能率的運

営が可能となるよう現行制度に所要の改善を加えるとともに、過去に生じた赤字を計画的に解消するための措置を講ずることが必要であると考えるのであります。

かような見地から、このたび政府が地方公営企業制度調査会の答申の趣旨に基づいて地方公営企業法に所要の改正を加え、制度の改善をはかるとともに財政再建についての措置を講ぜんとしていることは、まことに時宜を得た措置といわなければなりません。

その内容については、ここで詳細に述べることには省略いたしますが、政府案は地方公営企業を取り巻く外的要因の改善について必ずしも満足できるものではなく、かつまた財政再建に対する国の財政援助策についてなお不十分な点があります。

このような意味から、このたび三党から共同で提出されました本法案に対する修正案に賛成の意を表したいのであります。

すなわち、右修正案によれば、国は地方公営企業の健全な運営を確保するために企業債の償還、借りかえ等について特別な配慮をする旨の規定を加えるとともに、財政再建債の対象となる赤字を昭和四十年年度末の赤字とし、その利子補給についても年三分五厘をこえるものについて政令で定める基準により年四分五厘を限度として補給するものとし、さらに財政再建債の償還年限もおおむね七年度に延長し、かつ法律による財政再建に際し無用の摩擦を生じないよう、赤字企業に対する自治大臣の財政再建勧告権及び企業債の制限に関する規定を削除いたしております。

また、企業職員の給与の決定の基準につきましても生計費、同一または類似の職種の国及び地方団体の職員並びに民間事業の従事者の給与、当該企業の経営の状況のほか、その他の事情をも考慮して定めなければならぬものとしております。

以上述べた修正案に対し、私は前に述べたような趣旨から全面的に賛意を表するとともに、右修正部分を除いた政府原案に対し賛成をいたすものであります。

終わりに際しまして、特に政府に要望したいことは、地方公営企業は国民の生活水準の向上、あるいは地域開発の進展に欠くことのできないものであることにかんがみ、地方公営企業の健全な発展をはかるために国は地方公営企業に対する財政援助措置の強化及び地方公営企業の指導育成に積極的な努力を払うべきであるということであり、この要望を添えて私の賛成討論を終わりたいと思ひます。(拍手)

○岡崎委員長 島上善五郎君。

○島上委員 私は日本社会党を代表して、ただいま上程されております地方公営企業法の改正案に、三党共同の修正案に賛成し、修正部分を除く政府原案に反対の討論を行ないます。

まず、修正部分を除く原案に対する反対の理由を述べます。

この法案を提出するに至った理由として、近年著しく増大した地方公営企業の累積赤字を解消し、企業の健全なる発展を続けるよう、地方公営企業制度調査会の答申の趣旨に基づいて所要の改正を加えることについてであります。私は以下数点にわたって、この政府原案ではとうてい累積赤字の解消、健全なる経営ということが不可能であるという点を指摘したいと存じます。

その第一は、累積する赤字の現象面にのみ目を奪われ、赤字のよって起こる原因を十分に究明していないことであり、したがって赤字解消の対策もきわめて不十分であるという点であります。高度経済成長政策によつて拍車を加えられた人口の過度の都市集中は、都市構造に大きな変化を生み、あらゆる面にひずみを生じておりますが、なかんずく都市交通においては交通戦争、交通地獄のことばさえ使われるほど極度の混乱と渋滞となつていゝのであり、これが企業の経済性に致命的打撃を与えていゝことは明らかな事実であります。この混乱、渋滞を解消するため、地下鉄建設が時代の要請となつていゝものの、膨大な建設費を要し、今日のようなスズメの涙にひとし

い政府補助では企業の経済性を保つことはとうてい不可能であります。水道においても同様で、急激なる人口増その他の社会的要請による需要増に、対応するためには巨額の投資を必要とし、これまた独立採算はとうてい不可能であります。その上政府の経済政策の失敗に起因する物価の著しい値上がりは企業経費の急増を来してあり、また公共負担の性格の経費も近年とみに増大しつつある反面、公共料金なるがゆえの抑制政策より起こる膨大な収入欠陥という矛盾に板ばさみとなつていゝ事実も見のがし得ないのであります。これを要するに赤字の最大原因は外的条件であつて、企業内努力によつてはいかんともしがたいものであります。この外的条件はおおむね政府の施策の失敗もしくは当然政府が負うべき責任の回避によるものであつて、この根本にメスを加え、政府の負担を明確にすることなく、企業と地方公共団体にのみ不当な重荷を負わそうとする本案によつては、とうてい地方公営企業の公共事業としての再建と発展は期待できないのであります。

第二に指摘しなければならぬ点は、この法案は地方公営企業における労働者の存在を全く無視した、とうていよりむしろ労働者に対する挑戦的なものであるという点であります。もともとこの法改正の前提となつた地方公営企業制度調査会に、企業に働く労働者の代表を一人も加えず、労働者の意見に耳をかさなかつたことの片手落ちが問題であり、誤りの第一歩であり、その結果として出た答申には、「職員及び労働組合」と企業との発展に「協力を惜しむべきではない」と命令口調でいつていゝのであるが、労働者に対する思いやりなどみじんもない、そしてこれを受け、この法案も労働者の当然取得すべき労働基本権や生活権に對しては何らの配慮もなく、反対に、既得の権利さえも取り上げようとしていゝのであります。地方公務員の身分を有する企業職員の給与に能率給、経営の状況等の概念を導入したことは、国家公務員の身分を持つ現業職員の給与規定にはないところであつて、自治省が常に主張して

いる地方公務員は国家公務員に準ずるとの従来の方針に反するばかりでなく、この改正によつて、逆に国家公務員の現業の職員にもこれを及ぼす突破口となる危険性を感ずるのであります。

また、給与規定をこのように改正するならば、当然労働基本権の拡充、ストライキ権の復活がなされなければならぬのに、反対にこの法によつて労働者が自主的に行なうべき同交に強い一定のワクをはめ、さらに再建計画の承認にあつては大臣が同交の結果を否認し得るようなおそれるべき労働権否定の落とし穴さえ用意されていゝのであります。

この法改正は、最近そうでなくさへ合理化によつて物価上昇の中に賃金低下の攻勢が次から次へと加えられて苦んでいゝ地方公営企業労働者に、権力をかさにした一そう強い合理化攻撃をもたらすであらうことは明らかであり、その結果は、公営企業再建に労働者の協力を一そう必要としていゝ時期に、労使関係は絶え間なき泥沼的紛争となるおそれがあるものであります。これでは断じて地方公営企業の再建などでは済むものではありません。

次に指摘したい点は、地方自治の侵害についてであります。今日、地方公営企業は地方公共団体の重要な事業であり、今後ますます重要性を増大し、拡大する機運にあるとき、地方の首長と議会の権限を縮小するこの改正案には、企業の利用者であるとともに所有者でもある地方住民の企業に対する発言権を奪い、住民自治の基本を破壊するものであります。その反面、管理者の権限を強めて、自治大臣がこれに干渉する、介入する権限を強めていゝことは、明らかに政府による地方自治の侵害であつて、われわれの断じて了承できないところであり、また、東京都議会をはじめ、多くの地方議会が自民党の議員をも含めて、こぞつてこの点に反対していゝのをよもや御存じないはずはないと思ひます。

最後に申し上げたいのは、これまで答申にある一項であります、交通事業の一元化の問題で

あります。本来、都市における交通は、地下鉄をも含めて一元的に運営さるべきものであることはおそく異論のないところであり、東京の場合などは昔からの懸案の問題であり、調査会でもすみやかに解決すべきものと答申しているのに、今回はたとえ関係法律は違ふといひましても、全くこの問題を置きざりにし、将来その方向で努力する云々のあいまいな大臣答弁では、とうてい問題の解決は期待できないのであります。

まだ幾つか問題点がありますけれども、時間がありまので省略いたしまして、最後に一言だけ三党修正に賛意を表しておきます。

以上述べたこの法律案には幾多の欠陥があるので、私たちは自治省に対して、今国会成立を断念して練り直すことを求めておいたのであります。三党代表によって、社会党案の考えを取り入れた修正案ができましたのでこれを了とし、労使間の問題をはじめなお修正すべき多くの点を次の国会に懸案として残すこととして、三党修正に賛意を表し、修正部分を除く政府原案に反対の討論を終わります。(拍手)

岡崎委員長 門司亮君。

門司委員 ただいま上程されております地方公営企業法の一部を改正する法律案に対して、反対の意思を表示するものであります。もともと、その中で、修正部分に対しては、私も必ずしも反対するものではございません。

私が、本案に反対する理由の一つは、この法案の発想が誤りをおかしておるといふことでございます。今日の地方公営企業の赤字、さらに経営難は、内部におけるいろいろな諸問題も必ずしもないとは言えないと思いますが、主とした原因は、あげて外部要因によるということでございます。ところが、案の内容を見てみますと、全くそれらについては何ら触れておらない。すべてが合理化と事業に對する中央の監督の強化と同時に、地方議会の権限の削除等によって、逆に申し上げてまいりますならば、地方の自治体の住民の権利をすくすく削ぎ落とすような、きわめて

非民主的の法案であると申し上げたほうがよろしいかと存じます。

今日の地方の公営企業の最も大きな財政難の原因は、先に島上君からも申し上げましたように、急速に伸びてまいります都市構造の変化による要因が一つと同時に、もう一つは、従来からの地方公営企業に對します短期で高利の融資を政府がしておいたところに大きな問題がありはしないか。外国の例を見てまいりましても、かなり大幅の償還期間と同時に、低利によって最初の事業計画の遂行にはこれが充てられておるのであります。こういう外部要因を忘れ、内部要因にその更生を求めようとするれば、そこには労働強化の問題が起り、先ほど申し上げましたような議会の権限の縮小が起り、長の権限のこれまた圧縮が行なわれることは当然であります。ことに将来この法案の施行にあたって強くわれわれが指摘しなければならぬことは、この法案が、地方公営企業という一つの企業の中に、交通があり、水道があり、病院があり、あるいはガスがあり、電気が含まれておる。これらに従事する従業員が、もし法案に書いてあるその事業の経営内容その他によって、かりに給与を勘案するということを強く打ち出されてまいりますならば、地方の自治体の長として、これを一括して受け持っております長のこれに對する配慮はきわめて複雑なものがあつて、また地方の自治体全体における公営企業のいわゆる従業員に對する給与の不均衡からくる問題をどこでこれを処理しようとするのか。国における三公社五現業と申しましても、専売公社にしても、電電公社にしても、国鉄にしても、その企業は一つの監督官庁であり、一つの経営主体になつておる。したがって、地方の自治体とはその趣が非常に異なつておる。これをあたかも国の公社であるいは五現業と同じような角度から見るといふことは、地方公務員に對します給与の査定において大きな問題を起こすと考えらる。もしこのことが、われわれが杞憂しておるようなことになつてまいりますならば、公営企業の運営については非

常に大きな難題を来し、地方住民の迷惑はかなり大きなものがあるかと考えております。こういう点等についても、私はもう少し法案の配慮が必要でなかつたかということ、したがって、時間もございせんからこれ以上多くを申し上げませんが、法案の発想についてあやまちをおかしておるこの法案に賛成するわけにはまいりません。

私は、ここに修正案に賛成の意を表し、原案に反対の意見を申し述べたものでございます。

岡崎委員長 以上で討論は終局いたしました。これより採決に入ります。

まず、内閣提出にかかる地方公営企業法の一部を改正する法律案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

岡崎委員長 起立総員。よつて、本修正案は可決されました。

次に、ただいま可決されました修正部分を除いた原案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

岡崎委員長 起立多数。よつて、内閣提出にかかる地方公営企業法の一部を改正する法律案は、三派共同提出にかかる修正案と併せて修正議決すべきものと決しました。

岡崎委員長 この際、和爾俊二郎君、秋山徳雄君及び門司亮君から三派共同提出をもちまして、本案に對し附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

本動議を議題とし、その趣旨の説明を求めます。和爾俊二郎君。

和爾委員

ただいま議題となりました自民、社会、民社の三党共同提案にかかる地方公営企業法の一部を改正する法律案に對する附帯決議案について、三党を代表して提案の趣旨を御説明申し上げます。

附帯決議の案文はお手元に配付されております。

ので、朗読は省略をさせていただきます。

御承知のとおり、近年における水道、交通等地方公営企業の財政悪化の現状にかんがみまして、国は、地方公営企業の健全なる発展をはかるため、左の諸点に留意すべきであると思つております。

第一は、人口の都市集中など社会環境の変化に伴う水需要の増大により、地方団体は水道の新設、増設、改良等、膨大な建設投資の必要に迫られておりますが、水の必需性と地方財政の窮乏に對処するため、並びに工業用水道に對する補助制度にも照らし、上水道事業に對し国の財政援助措置を強化すべきであり、また、大都市における地下鉄道事業は、交通混雑緩和のための都市改造事業である実態に基づき、道路等の公共施設に對する国庫負担制度に準じ、その建設費について国が負担する制度を確立するなど、積極的な財政援助措置を充実する必要があると思つております。

第二は、公営企業金融公庫は長期、低利、かつ安定した資金を地方団体に供給し、地方公営企業の経営を助け、その発展に尽力しているものであります。国は同公庫に對する出資を大幅に増額する等によつて水道事業や交通事業等に對する企業債の利率の引き下げや、耐用年数に見合う償還年限の延長など、企業債の貸し付け条件を一そう改善し、もつて地方団体の公営企業を推進し、住民福祉の増進に寄与すべきものと思つております。

第三は、国は、物価政策に伴い地方公営企業の料金抑制に對して地方団体に協力を求める場合は、それによつて生ずる減収に對しては、国の責務においてこれに相應する適切な財政援助措置を講じ、もつて地方公営企業の健全な運営を確保する必要があると思つております。

以上が提案の趣旨であります。

何とぞ皆さまの御賛同をお願い申し上げます。

〔参照〕

地方公営企業法の一部を改正する法律案に
対する附帯決議(案)

政府は、地方公営企業の健全な発展をはかるため、左の諸点について留意すべきである。

一 水道事業及び地下鉄事業に対する国の財政援助措置の強化に努めること。

二 公営企業金融公庫に対する政府出資を増額する等により、水道事業、交通事業等住民に直結する地方公営企業に対する企業債の貸付条件の改善に努めること。

三 国の公共料金抑制策により地方公営企業を経営する地方公共団体に対し協力を求める場合は、当該地方公営企業の健全な運営が確保されるよう財政上適切な措置を講ずること。

右決議する。

○岡崎委員長 これより本動議について採決いたします。

本動議のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○岡崎委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は和爾俊二郎君外二名提出の動議のごとく附帯決議を付することに決しました。

この際、永山自治大臣から発言を求められておりますので、これを許します。永山自治大臣。

○永山國務大臣 御趣旨を尊重いたしまして、善処いたしたいと存じます。

○岡崎委員長 おはかりいたします。

ただいま修正議決されました本案に対する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○岡崎委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○岡崎委員長 次に、風俗営業等取締法の一部を改正する法律案起草の件について議事を進めます。

本件につきましては、風俗営業等に関する調査小委員会、理事会または各党間において協議が行なわれておりましたが、その結果に基づき、自由民主党、日本社会党、民主社会党を代表して亀山孝一君から、お手元に配付いたしておりますとおり風俗営業等取締法の一部を改正する法律案を本委員会提出の法律案として決定すべしとの提案がなされております。

風俗営業等取締法の一部を改正する法律案

風俗営業等取締法の一部を改正する法律

風俗営業等取締法(昭和二十三年法律第二百二十二号)の一部を次のように改正する。

第四条の三の次に次の二条を加える。

(個室付浴場業の規制)

第四条の四 浴場業(公衆浴場法(昭和二十三年法律第二百三十九号)第一条第一項に規定する公衆浴場を業として経営することをいう。以下同じ。)の施設として個室を設け、当該個室において異性の客に接触する役務を提供する営業(以下「個室付浴場業」という。)は、一団地の官公庁施設(官公庁施設等に関する法律(昭和二十六年法律第八十一号)第二条第四項に規定するものをいう。)、学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定するものをいう。)、図書館(図書館法(昭和二十五年法律第一百十八号)第二条第一項に規定するものをいう。))若しくは児童福祉施設(児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第七条に規定するものをいう。))又はその他の施設でその周辺における善良の風俗を害する行為を防止する必要があるものとして都道府県の条例で定めるものの敷地(これら

の用に供するものと決定した土地を含む。)の周囲二百メートルの区域内においては、これを営むことができない。

2 前項に定めるもののほか、都道府県は、善良の風俗を害する行為を防止するため必要があるときは、条例により、地域を定めて、個室付浴場業を営むことを禁止することができる。

3 第一項の規定又は前項の規定に基づく条例の規定は、これらの規定の施行又は適用の際現に公衆浴場法第二条第一項の許可を受けて個室付浴場業を営んでいる者の当該浴場業に係る営業については、適用しない。

4 公安委員会は、個室付浴場業を営む者又はその代理人、使用人その他の従業者が、当該営業に關し、次の各号の一に該当する場合においては、当該営業を営む者に対し、当該施設を用いて営む浴場業について、八月をこえない範囲内で期間を定めて営業の停止を命ずることができ

一 この法律に規定する罪(第一条第七号に掲げる営業に関するものを除く。)、刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百七十四条、第七十五号若しくは第二百八十二条の罪、売春防止法(昭和三十一年法律第二百十八号)第二章に規定する罪又は職業安定法(昭和二十二年法律第四十一号)第六十三条の罪を犯したとき。

二 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第五十六条若しくは第六十二条又は児童福祉法第三十四条第一項第六号若しくは第九号の規定に違反したとき。

(興行場営業の停止)

第四条の五 公安委員会は、興行場営業(興行場法(昭和二十三年法律第三十七号)第一条第二項に規定するものをいう。以下同じ。))を営む者又はその代理人、使用人その他の従業者が、当該営業に關し、刑法第二百七十四条又は第七十五條の罪を犯した場合においては、当該営業を営む者に対し、当該施設を用いて営む興行場営

業について、六月をこえない範囲内で期間を定めて営業の停止を命ずることができる。

第五条中「第四条の二第二項の下に」、第四条の四第四項若しくは前条を加える。

第五条の二の見出し中「飲食店営業」の下に「等」を加え、同条中「飲食店営業の停止を命じたとき」の下に「第四条の四第四項の規定により浴場業の営業の停止を命じたとき又は第四条の五の規定により興行場営業の停止を命じたとき」を加える。

第七条第一項中「若しくは第四条の二第二項」を「第四条の二第二項、第四条の四第四項若しくは第四条の五」に改め、同条第二項中「違反した者」の下に「又は第四条の四第一項の規定に違反し、若しくは同条第二項の規定に基づく都道府県の条例に違反した者」を加える。

附則

この法律は、昭和四十一年七月一日から施行する。

理由

浴場業の施設として個室を設け、当該個室において異性の客に接触する役務を提供する営業について、その営業の場所を制限するとともに、浴場及び興行場営業について、法令違反の場合に都道府県公安委員会が営業停止の処分をすることができるとする等、これらの営業に關し善良の風俗保持のための規制を加えることができるようにする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○岡崎委員長 この際、その趣旨について説明を求めます。亀山孝一君。

○亀山委員 お手元にお配りしてあります案文は、先般来、自由民主党、日本社会党及び民主社会党との間において、それぞれ検討を続けておりましたところ、このほど意見の一致を見るに至ったものであります。

本案は、三党の合意による成案でありますので、国会法第五十条の二の規定により、本委員会提出の法律案として、その成立を希望いたします次第であります。

その立案の趣旨及び内容の概要につきまして便宜から御説明いたします。

まず法律案の全文であります。これはお手許に配布してあります印刷物によることとし、朗読を省略させていただきます。

次に、この法律案を立案した理由を申し上げます。

御承知のように、過ぐる第四十六回国会におきまして風俗営業等取締法の一部改正が行なわれましたが、その際、政府は風俗営業等に対してさらに有効適切な取り締まりが可能となるよう現行法体系を根本的に再検討する等、全般的に整備するとともに、風紀上、法律上に問題の多いトルコぶろ、ヌードスタジオ等の営業の規制についても、現行法令の改正等により、すみやかに抜本的な対策を確立してその実効を期すべき旨の附帯決議が付され、その附帯決議の趣旨に沿い、本委員会に風俗営業等に関する調査小委員会が設けられ、自來、今国会に至るまで約二カ年間にわたり熱心に調査を進めてまいりました結果、去る五月二十四日小委員長報告が行なわれた次第であります。

この法律案は、このような経緯を踏まえ、小委員長報告を基礎として立案されたものであります。その目的とするところは、善良な風俗を維持するため、トルコ風俗営業について、風俗環境浄化の観点から必要な場所においては営業の場所の制限を行なうこと、トルコぶろ営業等がトルコぶろ営業に關して売春、わいせつその他風俗犯罪を犯した場合に営業停止の処分ができるようにすること、及びストリップ劇場等の興行場営業について、これらの興行場営業等が公然わいせつの罪等を犯した場合に営業停止の処分ができるようにすること等により、いまや大きな社会問題と化しているこれらの営業に対して必要な規制を加えようとするものであります。

昭和四十一年六月二十五日印刷

あらためて述べるまでもなく、風俗上、法律上に問題の多いトルコぶろは、公衆浴場法によって特殊浴場としての許可を受ける営業であります。が、これらのトルコぶろ営業におきましては、浴室の中で客にわいせつ行為のサービスが行なわれ、または売春が行なわれている等の事例が多いため、世間からは、この種営業に対して、売春防止法の施行によって姿を消した娼家の變形である、などときわめて手きびしい批判が行なわれております。

あたかもこれらの批判を裏書きするかのよう、トルコぶろ及びミス・トルコの数は、近年数年の間にウナギ登りに増加し、昭和四十一年五月現在においてトルコぶろ六百七十五軒、ミス・トルコ九千七十二名となっており、昨四月から八月から九月にかけての警察庁による一斉取り締まりの結果によれば、当時全国五百四十四軒のトルコぶろ営業のうち、その約四分の一に当たる百三十六軒において違反行為が認められ、二百五十八名の者が各種法令違反被疑者として検挙されているのであります。そればかりでなく、各地の熾烈なるトルコぶろ建設反対運動を見ましても、もはや業者の自粛などで解決できる段階ではないと存するのであります。

同様のことは、ストリップ劇場やヌードスタジオ等の興行場営業についてもいえるのであります。警察庁が昨年八月下旬にこれらの興行場営業について一斉取り締まりを行なったところによれば、ヌードスタジオについては二百軒のうちその三四に当たる六十八軒で違反行為が認められ、公然わいせつ罪などによって百三十一名が検挙され、ストリップ劇場においても三百十三軒のうちその二九に当たる九十軒で違反行為が認められ、公然わいせつ罪などによって三百八十四名の者が検挙されている実情であります。とうてい放置を許されない状況であります。

昭和四十一年六月二十七日発行

げますと、第一に、トルコぶろ営業は、官公庁施設、学校、図書館及び児童福祉施設並びにその他の施設で善良な風俗を害する行為を防止する必要上、都道府県が条例で定めた施設の周囲二百メートルの区域内では営業を営むことができないこととしております。

第二に、都道府県は、善良な風俗を害する行為を防止するため必要があるときは条例により、地域を定めてトルコぶろ営業を営むことを禁止することができるとしてしております。

第三に、以上に述べましたトルコぶろ営業に対する場所の規制は、これらの規定の施行、または適用の際、現に公衆浴場法の許可を受けてトルコぶろを営んでいる営業者の営業については適用しないこととしております。

第四に、都道府県公安委員会は、トルコぶろ営業を営む者、またはその代理人、使用人その他の従業者が、トルコぶろ営業に關して売春、わいせつその他の風俗犯罪を犯した場合に、八カ月をこえない範囲内で期間を定めて営業の停止を命ずることができるとしてしております。

次に、興行場営業の停止について申し上げます。都道府県公安委員会は、ストリップ劇場、ヌードスタジオ等の興行場営業を営む者、またはその代理人、使用人その他の従業者が、その営業に關し、公然わいせつ等の罪等を犯した場合に六カ月をこえない範囲内で期間を定めて営業の停止を命ずることができるとしてしております。

以上の措置に伴い、罰則その他所要の規定を整備するとともに、この法律は、昭和四十一年七月一日から施行することとしております。

なお、世上これらの営業と同様に、善良な風俗を害するものとして強く批判されておりますいわゆる浮世ぶろにつきましては、その実態が公衆浴場であるものについてはあらためて公衆浴場法の許可を受けさせるように行政指導を行なう等、現行関係法令の適切な運用とこの法律案により、十分対処し得るものとしております。

以上がこの法律案の立案の趣旨及びその内容の概要であります。何とぞ、全会一致御賛同あらんことをお願い申し上げます。

岡崎委員長 ただいまの案について、御発言はありませんか。

岡崎委員長 別に御発言がなければ、おはかりいたします。

風俗営業等取締法の一部を改正する法律案起草の件につきましては、お手元に配付の案を委員会の成案と決定し、これを委員会提出法律案と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

岡崎委員長 起立総員。よって、そのように決しました。

次会は公報をもってお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時四分散会

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局